

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 内閣府

組織: 公正取引委員会

<記載例1>

23年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(平成23年3月策定)】	24年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(平成23年3月策定)】	政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	
公正かつ自由な競争の促進	公正かつ自由な競争の促進	
(1) 独占禁止法違反行為に対する措置等	(1) 独占禁止法違反行為に対する措置等	
(2) 下請法違反行為に対する措置等	(2) 下請法違反行為に対する措置等	
(3) 競争政策の広報・広聴等	(3) 競争政策の広報・広聴等	

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:公正取引委員会

【基本(実施)計画 平成23年3月策定に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1		
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)
		公正取引委員会				
	×	公正取引委員会に必要な経費(主要経費95)				
		独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)				
		下請法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)				
		競争政策の普及啓発等に必要な経費(主要経費95)				

注)「政策評価の対象(×)」欄については、以下の整理により記載すること。

については政策評価の対象となっているもの

については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(以外)

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等		評価方式	実績	番号	
		20年度	21年度				
予算 の 状 況	当初予算(千円)	307,971	316,033	297,107	312,481		318,282
	補正予算(千円)	216	7,029	0	0		
	繰越し等(千円)		5,962				
	計(千円)	307,755	303,042	297,107			
執行額(千円)		234,139	255,606	261,648			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別紙10 - 4に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点		なし					
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		予算概算要求や機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、企業結合審査の質の一層の向上及び更なる審査体制の強化や独占禁止法違反行為への効率的な事件処理の推進のための審査体制強化など必要な要求を行った。					

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等					番号			(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	312,481	318,282	0
	小計						312,481	318,282	0
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
合計						312,481	318,282	0	

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等			番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減		
審判手続	A	1	10,384	10,105	279	0	平成24年度概算要求においては、平成22年度に実施した政策評価結果を踏まえ、審判手続の適正な運用のための要求を行った。
企業結合の迅速かつ的確な審査	A	1	8,910	8,274	636	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、企業結合審査の質の一層の向上、企業結合審査の更なる体制整備等のための要求を行った。
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	A	1	221,963	226,212	4,249	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、法的措置事件を更に迅速に処理するための職員の審査能力の向上、審査体制の強化等の要求を行った。
合計			241,257	244,591	3,334	0	

政策評価調書 (政策評価書要旨)

評価実施時期：平成22年10月～平成23年3月

評価対象期間：平成16年4月～平成22年3月

担当部局名：審決訟務室

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続
政策の概要	審判の開催、審判手続関係業務、課徴金の徴収業務及び審決取消訴訟等への対応業務の事務処理を適切に行うことにより、独占禁止法違反行為の的確な排除並びに法運用の透明性を確保する。
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 審判手続は、法によって定められた手続であって、法違反に厳正に対処するに当たって、適正手続を確保するためのものである。行政処分に関する手続については、適正な手続保障が強く求められているところであり、複雑な争点に対して専門的な判断が求められる独占禁止法に基づく処分については、三面構造による審理という、より被審人の権利を保障した手続を採用することが必要である。</p> <p>(有効性) 最近5年間に審決が行われた審判事件66件について、審決が訴訟によって取り消された件数は3件(4.5%)であり、適正手続の確保・法違反への厳正対処との目的に対し、審判手続が有効に機能しているものと評価できる。</p> <p>(効率性) 総体としてみれば、課徴金審判に比して本案審判は長い期間を要している。最近の審判手続に要する期間の全体傾向をみると、課徴金審判に要する期間は短くなってきており、審判迅速化の取り組みの結果と考えられる。 独占禁止法違反事件においては、特にカルテルや入札談合事件では、被審人の数も多く、密室での共同行為の存在を争うという特徴を有しているため、時間を要する。ただし、第1審裁判のうち、比較的長期の審理を要すると思われる知的財産関係民事通常訴訟、医事関係訴訟に比しても審判手続に要する時間は一般に長期であり、このため、今後、より迅速化を図る方向での工夫が必要である。</p> <p>(反映の方向性) 審判官の員数について検討を要する。審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから、今後、引き続き、審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要となる。 また、審判に要する時間のうち、例えば、審決案作成後審決までに要する期間等、被審人等の対応にかかわらない部分については、行政事務の改善によって短縮できると考えられる。</p>

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査						
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、届出や事前相談に基づいて、審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また、企業結合審査の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について迅速(第1次審査については30日以内、第2次審査については90日以内)かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	8,327	11,027	7,531	8,910	8,274
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	8,327	11,027	7,531	8,910	8,274
執行額(千円, c)		4,256	10,309	4,789			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	新成長戦略(閣議決定)		平成22年6月18日		グローバル市場にも配慮した企業結合規制(審査手続及び審査基準)等の検証と必要に応じた見直し(平成23年度中に結論・所要の措置)		

測定指標	株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		1,189	1,284	1,008	985	265	
	事前相談案件の処理に要した平均処理日数及び件数(第1次審査)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		日数	19.7	20.8	20.6	21.3	23.0
		件数	38	39	22	16	9
	年度ごとの目標処理日数		30	30	30	30	30
	事前相談案件の処理に要した平均処理日数及び件数(第2次審査)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
日数		45.7	0	0	0	85.0	
	件数	3	0	0	0	3	
年度ごとの目標処理日数		90	90	90	90	90	
公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	12	11	7	8	12		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例の事例1件当たりの頁数[頁]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	6.6	6.4	9.4	6.3	6.3		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数[件](注)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	2,770	5,796	7,900	8,601		
企業結合審査によって保護された消費者利益額[億円]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	約82	約50	約37	約1,035	約70		

(注)アクセス件数については、平成19年8月以降のデータを集計。また、各年度におけるアクセス件数は、当該年度に公表した事例集へのアクセス件数。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>届出を受理した案件及び事前相談があった案件について、第1次審査は30日以内、第2次審査は90日以内に迅速かつ的確に企業結合審査を行っている。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものと評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>企業結合規制の見直しに伴い、事前相談制度を廃止することとしたことから、今後、重要・大型な企業結合案件について、独占禁止法で定められている期間内に、届け出られた企業結合案件が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。また、事業者は、当該企業結合を実施する時機を逸さないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいる。このため、届出会社とのコミュニケーションを充実させるなどの見直し後の企業結合規制の運用を着実に実施するとともに、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行い、消費者の利益が確保されるよう努める必要がある。</p> <p>また、①企業結合規制の見直しに伴い、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行うため、②国際的企業結合案件のうち、海外競争当局との間で情報交換を行いながら審査を進める必要がある案件について、引き続き、適切に対応していくため、及び③エコノミスト及び法曹資格者の専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応するために、企業結合審査部門の体制の強化を図る必要がある。さらに、経済界から企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速化を向上させる観点から、審査体制の充実が求められているところ、企業結合審査の質の一層の向上及び更なる体制の強化を図る必要がある。</p> <p>企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、企業結合審査の結果に係る公表対象を一層充実させることとしているところ、企業結合審査の透明性を一層向上させる観点から、また、企業結合規制の見直しの際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実を一層努める必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>事業者が実際に問題解消措置を実行したかどうか、確認しているのか。(小西委員) (当事会社から問題解消措置の実施状況の報告を受けて確認している旨を回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成22年度における主要な企業結合事例について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成23年6月21日 上記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局企業結合課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企業結合課長 小林 渉</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年4月～7月</p>
--------------	-------------------	---------------	--------------------	-----------------	-------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処(平成22年度)						
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	210,828	206,055	199,302	221,963	226,212
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	210,828	206,055	199,302	221,963	226,212
執行額(千円, c)	152,899	202,079	196,546				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)	平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法, 下請法等による取締り強化等を通じて, 中小企業を総合的に支援する。」			
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定)	平成21年3月31日		Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化 ③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施			
	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに, 一般競争入札の実施を確実に進めます。			
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)	平成18年5月23日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は, 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ, 発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」			

測定指標	申告件数(小売業(注)に係る不当廉売申告を除く。)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1,657	2,460	3,685	2,794	2,094
	事件処理件数(法的措置)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		13	24	17	26	12
	事件処理件数(警告)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		9	10	4	9	3
	事件処理件数(注意)(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		74	88	87	69	95
	対象事業者数(法的措置)[名]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	73	193	49	84	109	
対象事業者数(警告)[名]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	9	10	4	9	3	
小売業に係る不当廉売申告件数[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	3,593	4,885	9,668	8,979	8,675	
小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	1,031	1,679	3,654	3,225	2,700	
課徴金額[万円]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	926,300	1,129,600	2,703,600	3,607,400	7,208,706	
課徴金納付命令等の対象事業者数[名]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	158	162	87	106	156	

(注)小売業とは, 酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

測定指標	一事業者当たりの課徴金額〔万円〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		5,863	6,973	31,076	34,032	46,209
	刑事告発件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		2	1	1	0	0
	課徴金減免申請件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		79	74	85	85	131
	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数〔件〕	実績値				
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	
	6	16	8	21	7	
法的措置を採った全事件の平均事件処理期間〔月〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	約9	約9	約11	約12	約12	
酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間〔月〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	3.4	2.4	2.2	
年度ごとの目標値	—	—	2	2	2	
日刊新聞の報道量〔行〕(注)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	17,188	21,237	20,673	
法的措置によって保護された消費者利益額〔億円〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	約509	約754	約4,079	約1,204	約1,790	

(注)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における事案の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.2か月となっており、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ、有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>法的措置を採った事件の処理期間については、法的措置の名宛人となるべき者に対してあらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を付与するなどの法的措置を前提とした事前手続を行っていること、平成21年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となった違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加していること等によって平均12か月程度となっており、今後、より迅速な事件処理を行うため、独占禁止法違反行為へのリソース(人員・予算)の有効活用を行い、職員の能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うとともに、審査体制を強化する必要がある。</p> <p>また、小売業に係る不当廉売の申告は、平成20年度に大幅に増加して以降、平成22年度も同水準の件数であることから、不当廉売の申告に対して、引き続き、迅速かつ的確に対処するために、より一層、執行力を強化する必要がある。</p> <p>さらに、平成22年度は刑事告発事案はなかったが、刑事告発相当事案を積極的に発掘するために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>小売業に係る不当廉売申告件数は多数に及んでいるが、措置件数を見ても、措置に直接つながらない申告も多いと考えられる。小売業者等に対し、不当廉売の構成要件等について積極的に啓発して、申告内容の精度を高めていく取組も必要ではないか。(柿崎委員)</p> <p>(現在、公正取引委員会では、不当廉売に関する考え方を明確化した不当廉売ガイドラインを作成して周知に努めている旨を回答した。「下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化(平成22年度)」参照。)</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成22年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」</p> <p>作成者:公正取引委員会</p> <p>作成時期:平成23年6月1日</p> <p>上記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
---------------------------	--

担当部局名	審査局管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 粕淵 功	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	----------	--------	-------------	----------	-----------

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		下請法違反行為に対する措置等			評価方式	実績	番号
		20年度	21年度	22年度			
予算 の 状 況	当初予算(千円)	214,198	148,993	146,999	157,721	156,897	
	補正予算(千円)	14,421	0	0	0		
	繰越し等(千円)		100				
	計(千円)	228,619	148,893	146,999			
執行額(千円)		168,394	116,940	120,797			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		別紙10 - 4に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点		なし					
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		予算概算要求及び機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、下請取引の適正化に係る普及・啓発として下請取引適正化推進講習会の開催、調査部門の体制強化等の下請法違反行為に対する迅速かつ的確な処理に係る必要な要求を行った。					

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	下請法違反行為に対する措置等					番号			(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	157,721	156,897	0
	小計						157,721	156,897	0
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
合計						157,721	156,897	0	

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		下請法違反行為に対する措置等				番号		(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減			
取引慣行等の適正化	A	1	8,467	7,931	536	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、ガイドラインの普及啓発、取引実態調査等のための要求を行った。	
下請法的確な運用	A	1	133,076	131,713	1,363	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、勤告事件の処理期間の短縮に向けた職員研修の実施、調査部門の体制の強化等のための要求を行った。	
合計			141,543	139,644	1,899	0		

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-③)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化(平成22年度)						
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。						
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例の公表については年間10件以上を目標)、取引実態調査の実施公表(年間2件以上を目標)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	予算額(補正後)	18,609	16,818	13,121	8,467	7,931
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	18,609	16,818	13,121	8,467	7,931
執行額(千円, c)		13,605	14,163	12,461			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	21	8
	不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[名]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	約490	約410
	事業者等からの相談件数[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1,848	1,780	1,920	1,703	1,700
	相談事例の公表件数[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		16	7	13	9	12
		年度ごとの目標値				
		-	-	-	-	10
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	-	-	39,512	
取引実態調査結果の公表件数[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	3	1	2	1	1	
	年度ごとの目標値					
	-	-	-	-	2	
取引実態調査の実施期間(月/件)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	9	6	11	4	5	
取引実態調査の所要人数(名/件)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	3.2	4	4	5	4	

	<p>目標の達成状況</p>	<p>相談事例の公表については、12件を公表しており、目標を達成している。 取引実態調査については、公正取引委員会の事務執行のための情報収集等を目的とした実態調査(結果を公表しないもの。)を実施したこと、取引実態調査の対象とする業種・分野の選定に時間を要したこと等により、公表は1件だけであり、目標を達成できなかった。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表については、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、その実施方法等について、次のとおり改善点が挙げられる。 不当廉売ガイドラインのような新規に公表したガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて積極的に説明会を開催するなど普及・啓発を図る。 相談対応については、事業者等に相談事例を更に認知してもらうために、相談に来た事業者等に対して参考となる事例が掲載された相談事例集を紹介し、相談事例集の認知度の向上を図る。また、公正取引委員会ウェブサイトにおける相談事例の使い勝手がよくなるよう掲載場所等を検討する。 取引実態調査については、広く情報収集を行うなどして、社会的ニーズが高く、取引慣行等の改善の必要性が比較的高い業種・分野の適切かつ迅速な選定が必要である。また、フォローアップの取組は、必要性の高いものから順次行うこととし、実施に当たっては、取引実態調査での指摘事項の内容や費用対効果、限られた人員、予算等を考慮しつつ、方法を工夫する必要がある。さらに、取引慣行等の改善の実効効果をより高めるため、調査対象業界の関係団体を通じた説明会の実施、業界専門紙等への積極的な情報提供等、効率的で有効な周知活動を積極的に行っていく必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・広告フォローアップ調査の結果、広告業界の取引慣行に係る問題が一定程度、改善されたことについて、その具体的な内容を追加すべきではないか。(田中委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・事業者等からの相談に対応した結果、当該事業者に対してどのような効果が上がったのかについて追加すべきではないか。(田辺委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 内野 雅美 相談指導室長 西川 康一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年4月～7月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	-------------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-④)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用						
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。						
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間6か月以内を目標)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	110,242	95,121	116,948	133,076	131,713
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	110,242	95,121	116,948	133,076	131,713
執行額(千円, c)		75,060	87,389	107,644			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(抜粋)		
	中小企業憲章(閣議決定)	平成22年6月18日			3. 五. 公正な市場環境を整える 中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。		
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)	平成21年6月23日			○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法、下請法等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。」		

測定指標	下請取引に係る書面調査の実施状況[名](注1・2)	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	親事業者数	29,502	30,268	34,181	36,342	38,046
	下請事業者数	162,521	168,108	160,230	201,005	210,166
	違反事件の処理件数(勧告)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		11	13	15	15	15
	違反事件の処理件数(指導)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		2,927	2,740	2,949	3,590	4,226
	勧告及び指導事件の処理期間(6か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		98.9	98.2	98.3	97.8	97.5
年度ごとの目標値	100	100	100	100	100	
勧告事件の処理期間(処理に6か月超の期間を要した事件数)[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	8	11	10	13	12	
指導事件の処理期間(6か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	99.1	98.6	98.6	98.3	97.9	
措置によって直接保護された下請事業者の利益[万円](注3)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	58,137	116,048	318,614	60,615	149,543	
下請取引適正化推進講習会の開催数[回]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	27	30	31	32	30	
下請取引適正化推進講習会の参加者数[人]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	4,368	4,092	4,080	4,307	3,935	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[%](注4)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	-	-	93.2	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[%](注4)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	-	-	96.4	

(注1)下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2)下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3)公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

(注4)理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	-	155,049
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	-	46,937
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された平成22年度勧告事件へのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	-	156,430
	勧告事件の日報新聞報道量(行)(注5)	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1,159	1,538	3,970	1,328	1,850

(注5)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	勧告及び指導を行った下請法違反事件については、目標処理期間である6か月以内におおむね処理することができた(97.5%)。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>平成22年度においては、勧告15件、指導4,226件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと等の理由で、勧告事件15件のうち12件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、担当職員の調査能力の向上及び調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>さらに、下請取引適正化推進講習会については、そのアンケート結果を踏まえて、会場の場所やアクセス等を考慮した会場選定を行うなど、参加者の利便性の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業種ごとの措置件数について、何らかの傾向があるのであれば、追加すべきではないか。(田辺委員) (意見を踏まえて修正を行った。) 下請法違反事件の処理期間について、勧告事件及び指導事件をそれぞれ分けて評価すべきではないか。(田辺委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「平成22年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成23年5月18日</p> <p>②下請取引適正化推進講習会の開催に係るアンケート 調査対象者・人数:3,935人 調査方法:講習会参加者に対するアンケート調査 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年11月 有効回答数:1,701人(アンケート項目ごとに変動があるためアンケートの回収数を記載)</p> <p>(注)上記資料の所在は全て公正取引委員会官房総務課である。</p>
---------------------------	--

担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 藤本 哲也 下請取引調査室長 鎌田 明	政策評価実施時期	平成23年4~7月
-------	------------------	--------	-------------------------------	----------	-----------

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		競争政策の広報・広聴等		評価方式	実績	番号
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額
予算の状況	当初予算(千円)	188,763	130,974	132,518	132,121	128,285
	補正予算(千円)	2,263	0	0	0	
	繰越し等(千円)					
	計(千円)	186,500	130,974	132,518		
執行額(千円)		173,634	116,908	115,131		
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法		別紙10-4に記載				
政策評価結果を受けて改善すべき点		なし				
政策評価結果の予算概算要求等への反映状況		予算概算要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、国民に対する独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供、海外の競争当局との協議の開催及び途上国等への競争法・競争分野に係る研修の実施並びに入札談合等関与行為防止法に係る発注者向け研修の実施及び公開セミナー等の積極的開催など必要な要求を行った。				

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	競争政策の広報・広聴等					番号			(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	132,121	128,285	0
	小計						132,121	128,285	0
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
対応表において となっているもの									
合計						132,121	128,285	0	

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		競争政策の広報・広聴等				番号	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減		
競争政策の広報・広聴	A	1	29,931	29,787	144	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、引き続き、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応を行う「一日公正取引委員会」や中学、高校及び大学生に対して行う「独占禁止法教室」などの各種広報活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るための要求を行った。
海外の競争当局等との連携の推進	A	1	50,327	50,898	571	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、引き続き、海外の競争当局との連携推進のために多国間における検討の場への積極的参加や公正取引委員会の国際的なプレゼンス向上のために公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実等のための要求を行った。
競争的な市場環境の創出	A	1	46,482	45,435	1,047	0	平成24年度概算要求においては、平成23年度に実施した政策評価結果を踏まえ、発注機関に対する入札談合防止法に関する研修の実施、競争政策に係る公開セミナーの実施及び競争評価の支援体制の整備等のための要求を行った。
合計			126,740	126,120	620	0	

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑤)

施策名	競争政策の広報・広聴活動等 競争政策の広報・広聴						
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数91件以上、一日公正取引委員会開催件数3件以上、消費者セミナー開催件数25件以上、独占禁止法教室開催件数44件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	予算額(補正後)	23,767	22,009	24,752	29,931	29,787
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	23,767	22,009	24,752	29,931	29,787
執行額(千円, c)		24,319	23,231	19,997			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	

測定指標	地方有識者との懇談会開催件数[回](注1)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		委員等	9	8	8	9	9
		地方事務所長等	39	54	74	79	75
		合計	48	62	82	88	84
	年度ごとの目標値		-	-	97	91	91
	独占禁止懇話会の開催回数[回]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		2	4	2	4	2	
	一日公正取引委員会開催件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		1	1	1	1	4	
	年度ごとの目標値		-	-	-	3	
	消費者セミナー開催件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	38	
	年度ごとの目標値		-	-	-	25	
	消費者セミナー参加者の内容理解度[%](注2)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	85	
消費者セミナー参加者の満足度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	71		
独占禁止法教室開催件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	23	26	39	47	82		
年度ごとの目標値		-	-	31	32	44	
独占禁止法教室参加者の内容理解度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	87		
独占禁止法教室参加者の満足度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	87		
報道発表件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	316	313	359	278	267		
各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額[万円]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	92,231	45,657		

(注1)「委員等」とは、公正取引委員会の委員等と地方有識者との懇談会をいい、「地方事務所長等」とは、公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員と地方有識者との懇談会をいう。

(注2)理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	メールマガジン登録件数〔名〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	1,551	3,153	4,088	4,508
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁法動画サイトへのアクセス件数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	253,547	193,986	286,420
公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	3,351,082	2,700,101	2,453,330	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地方有識者との懇談会については、91件の開催目標であったが、84回にとどまった。</p> <p>一日公正取引委員会については、3回の開催目標を上回る4回開催した。</p> <p>消費者セミナーについては、25回の開催目標を上回る38回開催した。</p> <p>独占禁止法教室については、44回の開催目標を上回る82回開催した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層等のコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。</p> <p>しかしながら、依然として、地方有識者等からは、「中小企業の中には独占禁止法の規定等を知らずに違反行為を行う者もいる。」「談合やカルテルが一般消費者にとって不利益になることを知られていない。」などの意見が出されたことから、報道発表、ウェブサイト、メールマガジンを活用して各種取組の開催を周知することによって、各種取組への参加者の拡大を図ること、また、独占禁止法違反事例等の新聞発表文について、文章をできるだけ分かりやすいものにするるとともに、違反内容を図式化して示したり、商品写真を利用するなどの広報・広聴活動に用いる資料等の改善を図ることが課題として挙げられる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>広報活動の取組に直接参加していない国民に、競争政策に関する理解を深めてもらうためには、ウェブサイトやメールマガジンよりも、いわゆるソーシャルメディア（インターネットを利用してユーザー個人が情報を発信し、コミュニケーションを図るメディア）を活用した広報活動の方がより効率的であると考えられる。（田中委員）</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数：消費者セミナー参加者373名 調査方法：選択式、自由記載式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成22年5月26日～平成23年3月4日 有効回答数：373名</p> <p>②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度に係るアンケート 調査対象者・人数：独占禁止法教室参加者（中学生、高校生、大学生）3,778名 調査方法：選択式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成22年4月26日～平成23年2月19日</p> <p>③各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象：公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事422記事 調査方法：記事ごとに面積を実測し、「media-data2010年版」（メディアリサーチ社発行）の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。 作成者：株式会社ジャパン通信社</p> <p>④独占禁止政策協力委員会議で出された主な意見について（平成22年7月14日新聞発表文）</p> <p>⑤地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について（平成22年12月10日新聞発表文）</p> <p>⑥独占禁止政策協力委員からの広報活動等に関するヒアリング 対象者・人数：平成22年度独占禁止政策協力委員106名 ヒアリング期間：平成22年12月1日～平成23年3月9日</p> <p>（注）上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 菅久修一	政策評価実施時期	平成23年4月～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑥)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進						
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:前年度と同水準又はそれ以上)ことにより、海外の競争当局等との連携を推進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	116,442	51,996	67,146	50,327	50,898
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	116,442	51,966	67,146	50,327	50,898
執行額(千円, c)		112,521	51,200	64,433			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	平成21年独占禁止法改正法案に対する衆・参経済産業委員会附帯決議		平成21年6月2日		企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。		

測定指標	海外の競争当局との二国間協議の開催回数[回]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		4	4	7	3	3
	ICN(国際競争ネットワーク)(注1)関連会合への出席回数[回]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		2	3	5	2	5
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[回]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1	2	2	2	6
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、当該研修が有効であったと回答した研修生の割合[%](注3)	実績値				
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	100	93	88	97	
年度ごとの目標値		-	80	80	80	
海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[回]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	4	6	4	2	7	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	39	43	69	33	16	
年度ごとの目標値		対前年度同水準かそれ以上				
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[回]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	9	13	33	15	12	
公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	59,040	54,913	51,077	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	6,862	7,028	8,590	

(注1)ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成23年4月現在、100か国・地域から114の競争当局が参加している。

(注2)公正取引委員会は、JICAの協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

(注3)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した参加者の割合(平成19年度については、「研修プログラムの適切性について」の項目に対し「5」又は「4」と回答した参加者の割合。)

	<p>目標の達成状況</p>	<p>途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者に対するアンケートにおいて、当該研修が有効であったとの回答が目標値の80%を超えており、目標を達成した。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数については、平成21年度までと同水準又はそれ以上とする施策の目標を達成できていない。これは、景品表示法の消費者庁移管に伴い、景品表示法関連のプレスリリースがなくなったこと、海外に対する我が国独占禁止政策の紹介・普及の観点から重要度が高い独占禁止法に基づく法的措置及び企業結合審査を中心にプレスリリースしたことから、これらプレスリリースの数自体が減少したこと等によるものであると考えられる。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局との協議の開催、ICN 関連会合等の多国間における検討への参加、途上国等に対する技術研修の実施及び海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解がまだ十分な段階に達しているとはいえ、競争当局の執行力も十分ではない。このため、競争法・競争分野に係る技術支援要請に対応する必要があることから、研修生からのアンケート結果等を参考に、引き続き、研修期間の延長、研修資料の充実等を行って、ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう、研修内容の充実を図っていく必要がある。</p> <p>また、英文プレスリリースの充実に関しては、日本語のプレスリリースを英訳して、掲載件数を増加させる必要がある。また、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス件数が減少していることへの対策として、海外の事業者等における同英文ページの認知度を更に高めるために、当委員会ウェブサイトの英文ページと相互にリンクを掲載する海外の競争当局のウェブサイトの数を増やすなどの取組を行う必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・海外に対する我が国競争政策の周知状況について、海外の法曹資格者のほか、民間企業の関係者等に対しても周知しているのであれば、その状況が分かるように記載すべき。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</p> <p>・海外の競争当局等との連携の結果、具体的にどのような効果が得られるのか。(田中委員) (海外の競争当局と協力して独占禁止法違反事案及び企業結合事案を審査する場合等に効果が得られることとなる旨を回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第1回ベトナム競争政策研修(平成21年3月16日～25日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:独立行政法人国際協力機構(JICA) 調査日:平成21年3月25日 有効回答数:5</p> <p>(2)第4回ベトナム競争政策研修(平成22年11月24日～12月10日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年12月10日 有効回答数:5</p> <p>②インドネシア競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第6回インドネシア競争政策研修(平成22年5月17日～6月3日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年6月3日 有効回答数:11</p> <p>(2)第8回インドネシア競争政策研修(平成23年2月21日～3月10日) 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成23年3月10日 有効回答数:11</p> <p>③途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第13回途上国競争政策研修(平成19年8月23日～9月20日) 調査対象者・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成19年9月20日 有効回答数:15</p> <p>(2)第14回途上国競争政策研修(平成20年8月20日～9月19日) 調査対象者・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成20年9月19日 有効回答数:13</p> <p>(3)第15回途上国競争政策研修(平成21年8月18日～9月18日) 調査対象者・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成21年9月18日 有効回答数:10</p> <p>(4)第16回途上国競争政策研修(平成22年8月17日～9月17日) 調査対象者・人数:本研修参加者9名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年9月17日 有効回答数:7</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 杉山幸成	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	-----------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑦)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出						
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。						
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	48,447	45,622	36,832	46,482	45,435
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	48,447	45,622	36,832	46,482	45,435
執行額(千円, c)		40,904	37,977	29,713			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成18年5月23日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」		
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。		

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数[回]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		75	78	103	117	165	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	87以上
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[%](注1)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	93	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[%](注2)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	91	
入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか(注3)	実績値						
	22年度						
	研修会実施	上司に報告	同僚・部下に報告	研修資料回覧	周知予定なし	その他	
		3	18	18	54	23	4
公開セミナーの開催回数[回]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	3	2	6	3	3		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	3以上	
公開セミナーにおける参加者の満足度[%](注4)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	75		
国際シンポジウムにおける参加者の満足度[%](注5)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	57		

(注1)理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2)有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3)複数回答。

(注4)満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注5)満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	競争評価チェックリストに関するアンケートにおいて、競争評価チェックリストを分かりやすいと回答した府省の政策評価担当者数(アンケート回答者数:15名)	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	規制影響分析手法等検討会議の開催回数〔回〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

(注6)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>入札談合等関与行為防止法に係る研修については、目標値(過去5年間の平均(78回)と同等又はそれ以上)を大幅に上回る165回実施した。</p> <p>公開セミナーについては、目標値(過去5年間の平均3.4回)と同等の3回実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、以下のとおり、それらの取組を更に充実・発展させていく必要がある。</p> <p>入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向けの研修については、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外に対しても研修を実施することが必要であり、また、発注機関において、継続的に入札談合等の防止に取り組んでもらうために、人事異動があるたびに研修を行うなど、研修を定期的にも実施することも求められる。さらに、研修の内容について、事例を充実させるなど、発注機関の職員が当事者意識を持ちやすくし、より分かりやすいものとするよう工夫するとともに、研修内容についてのニーズをより適切に把握することも必要である。このほか、発注機関の担当者の人事異動等における引継事項の中に当該研修内容を加えてもらうことや、研修を受けた機関が、将来初歩的な部分を自前で研修を実施できるように支援する等、取組を発展させるための検討も必要である。</p> <p>公開セミナーについては、より多く参加してもらえるように会場を工夫することや別室で同時中継をすることなどを検討する必要がある。また、CPRCの活動について積極的に情報発信を行い、知名度を上げ、学者等にとってCPRCの公開セミナー等で報告することのインセンティブを高めることにより、内容の充実、参加者の増加、学界の積極的貢献といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。</p> <p>各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の取組の支援・促進については、各府省の政策評価担当者に対する調査結果を踏まえ、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採るとともに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備する必要がある。さらに、今後は、各府省の実施した競争評価について、その内容を分析、検討、評価し、より良いものとしていくための取組につなげていくことが重要である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各府省が作成した競争評価チェックリストは、公表されれば、有意義な検証が出来ると考えられる。(田中委員)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講者に対する理解度等に係るアンケート 調査対象者・人数:12,495名 調査方法:研修聴講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年4月～平成23年3月 有効回答数:8,994名</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:203名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年6月～平成23年1月 有効回答数:141名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:194名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成23年3月 有効回答数:82名</p> <p>④各府省の政策評価担当者に対するアンケート 調査対象者・人数:各府省の政策評価担当者18名 調査方法:書面によるアンケート調査(電子メールによる授受) 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年12月 有効回答数:15件</p> <p>⑤各府省の政策評価担当者に対するヒアリング調査 調査対象者・人数:各府省の政策評価担当者18名 調査方法:面接によるヒアリング調査 実施者:公正取引委員会 調査期間:平成22年12月～平成23年1月 有効回答数:7件</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 東出 浩一 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 笠原 宏	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	------------------------------------	--------	--	----------	-----------